

番号：161051

国名：ケニア

担当：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案件名：ケニア地方分権下におけるカウンティ保健システムマネジメント強化プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年3月下旬から2017年4月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	15日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014 年 4 月以降契約) >業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017 年 2 月 10 日 (金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8 点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2 点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 4 5 点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9 点
 - ③語学力 1 8 点
 - ④その他学位、資格等 1 8 点
- (計 100 点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

ケニアでは、2010年8月に制定された新憲法において中央政府の下に設定されていた8州が47の新しい行政組織（カウンティ）に再編成されることとなり、2013年3月の大統領選挙以降、大幅な地方分権化が進んでいる。保健分野は最も分権化の影響が大きく、2013年7月（新会計年度）から政府保健予算の6割が各カウンティに直接配分され、予算使途の権限はカウンティ政府に委ねられ、保健医療従事者の雇用及びカウンティ内の保健医療サービス提供はカウンティ政府の責務となった。選挙後実施された地方分権化に基づき、保健分野においては、カウンティ保健局（以下CDOH）が保健戦略計画、予算計画、モニタリング・評価等を通じてカウンティ内の保健サービスを統括・指導するカウンティ保健マネジメントチーム（以下CHMT）を中心として、自律的に保健サービスの実施と管理を行うこととなった。一方でCDOHの人員構成及び役割はカウンティによって様々であり、分権化に合わせて旧州や県等からメンバーが集められたこともあり、そのマネジメント能力の体系的な強化が急務となっている。

また、先行案件である技術協力プロジェクト「ニャンザ州保健行政マネジメント強化プロジェクト」（2009年7月～2013年6月）では、ニャンザ州の州・県保健行政チームに対し、行政官の意識改革・能力強化の研修、各種作業部会を通じた横断的業務の実践、メンタリング等を通じた継続的業務遂行支援等を組み合わせて協力し、州・県保健行政チームのマネジメント能力向上や基礎的サービスの利用など大きな成果を上げた。また、研修の標準化や実施において他ドナーや国内関係機関間の合意形成を重視した同プロジェクトのアプローチは関係者に高い評価を得た。このような背景のもと、ケニア保健省は同プロジェクトの成果に注目し、そこで培われてきた人材育成・組織強化・マネジメント基盤整備のモデルをカウンティ政府に適用するために、我が国に技術協力プロジェクトを要請した。

本プロジェクトは2014年11月に開始されたが、2013年7月からの保健行政の地方分権化及び旧公衆衛生省・医療サービス省の廃止・保健省の設立の影響により、CDOHの構成及び役割、保健省内の地方分権化担当部局、保健省の各カウンティに対する監督・指導範囲及び保健省・カウンティ間の調整機能等が依然流動的であったため、本案件は段階的な計画策定を行い、2年次開始の際に活動・指標を見直した。その結果、成果1（中央レベルでのマネジメント支援機能と調整メカニズムの強化）に関しては、国レベルでの支援・調整メカニズムの整備には更に時間を要することが判明したため、カウンティでのオペレーションからの成功体験を早期に具体的に示し、国レベルで整理すべき調整メカニズムや、国レベルで作成するカウンティ向け諸処のガイドライン作り等にインプットすることがむしろ有効であるとの結論に至った。このため、成果2（パートナーカウンティにおけるCDOHのマネジメント能力強化）において、年次及び中期の計画・予算策定・モニタリング/レビュー（Planning, Budgeting and review cycle）等の基礎的な実施能力の強化に焦点を絞り、かつ2つのパートナーカウンティを設定してその教訓を成果1にフィードバックする、と整理した。また、成果3（カウンティ間の相互学習メカニズムの強化）においてカウンティ間の相互学習を促進することにより、成果2で得たカウンティ目線での経験と教訓の共有に加え、他のカウンティ（他ドナーの支援が入っているカウンティ含む）のそれらも共有し、全47のカウンティへの展開・裨益を目指すこととした。

今回実施する中間レビュー調査では、通常の5項目評価のうち妥当性・効率性を中心に確認すると共に、既存PDM及び活動計画に基づき、プロジェクトの投入実績、計画している活動の進捗状況を調査・確認し、問題点を整理するとともに、プロジェクト開始後の環境の変化を踏まえ、優先すべき活動、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について改めて確認する。これらを踏まえ、プロジェクト専門家、ケニア側関係者とともに確認した調査結果を合同中間レビュー報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

7. 業務の内容

[評価分析]

(1) 国内準備期間 (2017年3月下旬)

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、プロジェクトステアリングコミッティ議事録、専門家報告書、技術成果品等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM 及び業務計画書に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス、活動毎の調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。本調査においては、グリッドは妥当性・効率性を中心に確認すべき事項を書きだしまとめた表とし、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ケニア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成し、JICA による内容の確認を得る。質問数は最小限にすること。確認を得た質問は、JICA ケニア事務所を通じてケニア側関係者に事前配布を行う。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2017年3月下旬～4月上旬)

- ① JICA ケニア事務所（以下、事務所）等との打合せに参加する。
- ② ケニア側評価調査団員やプロジェクト関係者に対して、本中間レビュー調査の評価手法について説明を行う。
- ③ ケニア国側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に事務所を通じて配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。特に、カウンティマネジメント強化の中で各々が本プロジェクトに期待する役割、もっとも重要視する活動が何であるかを含めること。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。特に Plan of Operation (P/O)により当初計画した予定に比べ乖離がある場合には、その原因を分析の上担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）に含めること。同様に、成果が出ている活動、進捗が遅れている活動についてもその要因を分析する。
- ⑤ 単独で調査を行う期間においては、ヒアリング結果や調査の進捗状況を日本語で簡単に取りまとめ、随時他の団員と共有する。
- ⑥ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びケニア国側評価団員とともに評価を行い、合同中間レビュー報告書（案）（和文・英文）の取りまとめを行う。
- ⑦ 調査結果や他団員及びケニア国側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び P/O の修正案の取りまとめに協力する。
- ⑧ 合同中間レビュー報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版（和文・英文）を作成する。
- ⑨ 協議議事録（M/M）作成に協力する。
- ⑩ 現地調査結果の JICA ケニア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年4月中旬)

- ① 帰国報告会に出席する。
- ② 中間レビュー調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（２）のすべてとする。

（１） 合同中間レビュー報告書（和文・英文）

（２） 担当分野に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）

上記（１）、（２）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空賃については、成田・羽田（日本）－ソウル/ドバイ/ドーハ/アブダビー ナイロビの標準経路で計上して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年3月19日～2017年4月2日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に4日間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 団長/総括 (JICA)
- イ) 保健システム/技術参与 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAケニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①案件概要

案件の概要はウェブサイト上で公開されています。

<https://www.jica.go.jp/project/kenya/008/index.html>

<http://gweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/0821a7f73fb67fea49257d2c0079dbb8?OpenDocument>

②本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第1グループ保健第1チーム (TEL : 03-5226-8363) にて貸与します。

- ・プロジェクト業務進捗報告書 (第1期、2015年6月)
- ・プログレスレポート1 (第2期、2015年8月～2016年1月)
- ・プログレスレポート2 (同 2016年2月～2016年6月)

・ プログレスレポート3 (同 2016年7月～2016年12月)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。
- ③ 業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を実施願います。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかにご相談下さい。

以 上